

関西学院大学

産学連携活動における利益相反マネジメントポリシー

2015年3月13日 大学評議会制定

関西学院大学は、「本学で創造される研究成果を知的財産として確保し、人類の幸福に貢献するために活用する」という知的財産ポリシーのもとで、大学の研究成果を社会に還元するため、産官学連携活動を積極的に推進している。

いささかでも利益相反（Conflict of Interest：以下「COI」という。）の状態にあると考えられる研究者をすべて排除するとすれば、COI が問題になることはないが、その一方で、活発に研究を行っている研究者を排除することになり、また、各種研究において産業界と有機的に連携し、研究成果を社会に還元しようとする本学の知的財産ポリシーの実現をも阻害することになる上、結果として研究の質の低下等を招くことが懸念され、適切ではない。

そのため、本学では産学連携活動を推進していくにあたり、「関西学院大学 研究活動に関する指針」に基づき、産学連携活動に伴い生じうる COI の問題について、社会に対する説明責任を果たし、本学の社会的信用を保持するとともに、研究者が安心して産学連携活動に取り組むことができるよう、ここに「産学連携活動における利益相反マネジメントポリシー」を定め、本学の産学連携活動に伴う COI を管理するために、「産学連携活動利益相反マネジメント委員会」を設置する。

【対象となる活動と対象者】

本ポリシーでは、企業等との学外共同研究、受託研究および技術移転活動（本ポリシーにおいて「産学連携活動」という。）をマネジメントの対象とし、「大学専任教員兼業規程」による兼業（民間企業の顧問、コンサルティング等）は含まない。

本ポリシーでは、産学連携活動に関わる研究者（以下「対象研究者」という。）をマネジメントの対象とする。なお、対象研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）についても、産学連携活動の相手方企業等と経済的な利益関係がある場合には、マネジメントの対象とする。

【利益相反の定義】

本ポリシーでは、対象研究者個人としての利益相反を取り扱い、責務相反（※）は含まない。なお、本ポリシーにおける利益相反とは、対象研究者が産学連携活動に伴って得る経済的な利益と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している事態をいう。

※ 責務相反とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本務における判断が損なわれたり、本務を怠った状態になっている、又はそのような状態にあると第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

【経済的な利益関係の定義】

「経済的な利益関係」とは、対象研究者が、産学連携活動の相手方企業等との間で給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。「給与等」には、給与の他の対価（コンサルタント料、謝金

等)、株式の所有等何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれる。

【本学と対象研究者の責務】

本学は産学連携活動における COI の管理と説明を行う責任がある。また、対象研究者は、本学の COI の管理と説明の責任に対して誠実に協力する義務があり、産学連携活動を実施するにあたり、相手方企業等との経済的な利益関係について「産学連携活動利益相反マネジメント委員会」に申告しなければならない。

学長は、予め本学における COI を管理するための規程を、関連する規則等も含め、所属する研究者に周知しなければならない。

学長は、適切な情報の開示等透明性の確保には十分留意しつつ、委員会等の意見等に基づき、COI に関して大学としての見解を提示して、対象研究者の COI の適切な指導、管理を行うよう努めなければならない。さらに、外部の意見を取り入れる体制を整えるよう努めなければならない。

以 上